

新型コロナウイルス等の感染症に罹患またはその疑いがある場合の対応について

高知職業能力開発短期大学校

学校保健安全法で出席停止が定められている感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等）に罹患し、試験当日において、医師が治癒したと判断していない者および感染の疑いがある者（普段の平熱の範囲を超える発熱やひどく咳き込んでいる等）については、受験できません。

その場合には、追試験を受験することができます（自己推薦試験 C 日程、社会人推薦入試IV日程を除く）ので、試験当日9時までに学務援助課（0887-56-4100）に必ずご連絡ください。

なお、追試験の受験には、その事実を確認するための情報（医療機関の名称・連絡先等（受信したことがわかる証明））の提出が必要です。

試験当日9時までに連絡がなく、無断欠席した場合は追試験の対象となりませんので、あらかじめご承知おきください。